2　ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務であって政府が保険者に委託することができる業務は、補償金の支払の請求の受付、ロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失の金額に関する調査及び補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で内閣府令で定めるものとしたほか、委託に関し必要な事項についても、内閣府令で定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二八一号）（内閣府本府）

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二八年法律第七七号）の施行期日は、平成二九年一一月一五日とすることとした。

◇衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（政令第二八二号）（内閣府本府）

1　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二八年法律第七七号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める国の機関は、内閣官房及び経済産業省（資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を除く。）とすることとした。（第一条関係）

2　法第二条第七号の政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国の政府機関は、次に掲げるものとすることとした。（第二条及び別表第一関係）

㈠　⑴に掲げる国の機関又は⑵に掲げる地方公共団体の機関であって、法第二〇条の規定により衛星リモートセンシング記録保有者が衛星リモートセンシング記録の安全管理のために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているもの

⑴　次に掲げる機関

イ　衆議院事務局、参議院事務局、裁判官弾劾裁判所事務局、裁判官訴追委員会事務局及び国立国会図書館（その内部組織のうち国立国会図書館法（昭和二三年法律第五号）に規定する図書館奉仕の提供に係る事務を取り扱うものを除く。）

ロ　別表第一に掲げる行政機関及び検察審査会

ハ　最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

⑵　都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区の機関

㈡　外国の政府機関

アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ及びフランスの政府機関

3　法第五条第一号及び法第二一条第三項第一号イの国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為を規制する法律で政令で定めるものは、別表第二に掲げるものとすることとした。（第三条及び別表第二関係）

4　法第一八条第三項の政令で定める公益上の必要は、別表第三に掲げる場合の必要とすることとした。（第四条及び別表第三関係）

5　この政令は、法の施行の日（平成二九年一一月一五日）から施行することとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（文部科学省）

1　裁定の申請に係る手数料の額を一件につき六、九〇〇円とすることとした。（第一一条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

政　令

政令第二百七十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を定める政令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第三条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日は、平成二十九年十一月十六日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百七十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十六年法律第二十七号）第十九条第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「又は第二百九十四条第三項」を「若しくは第二百九十四条第三項」に改め、「同法の規定」の下に「又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十条第四項において準用する同法第三十九条第一項から第三項まで若しくは同法第四十条第七項において準用する同法第三十九条第六項から第九項まで（これらの規定を同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百七十九号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年十一月十五日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正